



日本組織内弁護士協会  
www.in-house.jpn.org

JILA 意見書 2020-01 号  
2020 年 3 月 23 日

日本弁護士連合会  
会長 菊地裕太郎殿

日本組織内弁護士協会  
理事長 榊原美紀

日本弁護士連合会「営利業務の届出等に関する規程」第 3 条規定の登記事項証明書に関する意見書

当協会は、日本弁護士連合会「営利業務の届出等に関する規程」第 3 条規定の登記事項証明書に関して、以下のとおり意見を述べる。

1. 結論

日本弁護士連合会「営利業務の届出等に関する規程」（以下「本規程」という。）第 3 条の規定を以下改正案（以下「本改正案」という。）のとおり、改正すべきである。

現行	改正案（改正箇所は、下線部分）
<p>第三条（添付書類）</p> <p>前条第二号の規定による届出をする弁護士は、営利を目的とする業務を営む者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p>	<p>第三条（添付書類）</p> <p>前条第二号の規定による届出をする弁護士は、営利を目的とする業務を営む者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。<u>ただし、所属弁護士会が、当該弁護士から申出を受けた場合において、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 26 号）第三条第二項に規定する指定法人から営利法人に係る登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の送信</u></p>



日本組織内弁護士協会  
www.in-house.jpn.org

	<u>を受けて当該登記情報の内容を書面に出力して確認したときは、この限りでない。</u>
--	--

2. 理由

2.1. 営利業務の届出等の添付書類として、登記情報を認める必要性があること

登記事項証明書を取得するには、法務局営業時間中に実際に法務局で取得するか、郵送により法務局より送付してもらう必要がある。この点、日本組織内弁護士協会の会員に比較的多い司法修習期 60 期以降の若手会員にとって<sup>1</sup>、一般的に、就業時間中に外出することは上司の許可が必要となる等負担が大きいところ、登記事項証明書を法務局にて取得する場合も同様の負担がある。また、郵送による場合手数料は通常 1 通につき 600 円（50 枚を超えると 50 枚まで毎に 100 円ずつ加算）とされているが<sup>2</sup>、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 262 号）第三条第二項に規定する指定法人から営利法人に係る登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。）（以下「登記情報」という。）の送信を受ける場合は 334 円とされている<sup>3</sup>。これらの事情に鑑みれば、本規程が本改正案の通り改正された場合には登記情報を利用する方法を希望する組織内弁護士の会員が多数存在するであろうことは容易に想定しうる。以上によれば、本改正案のとおり、営利業務の届出等の添付書類として、登記情報を認める必要性はある。

2.2. 登記情報により、各所属弁護士会が確認することで正確性は十分に担保できること  
本規程第 3 条の趣旨は、同規程 2 条が届出事項として定めている「その業務を営む者の商号若しくは名称又は氏名」、「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所」、「業務の内容」等を証する資料として提出を求めることにより、その正確性を担保することにあると考えられる。登記事項証明書と登記情報では、発行者につき前者は法務局、後者は一般財団法人民事法務協会という違いがあるものの、同協会は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 3 条第 1 項各号に掲げる全ての要件を充足することが認められるとして法務大臣が指定した協会であることから<sup>4</sup>、信用力の点で異なる点があるとは考え難い。また、本

<sup>1</sup> 日本組織内弁護士協会の調べでは、60 期台の企業内弁護士は、約 70%を超える  
(<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/analysis201812.pdf>)。

<sup>2</sup> 東京法務局「商業・法人登記に関するよくある質問」  
(<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/kaisyahou-qanda.html>)

<sup>3</sup> 法務省「利用料金一覧」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji25-1.html>)

<sup>4</sup> 法務省「登記情報提供制度における指定等法人に関する事項」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji25-4.html>)



**日本組織内弁護士協会**  
[www.in-house.jpn.org](http://www.in-house.jpn.org)

営利業務の届出等を受けた各所属弁護士会が、一般財団法人民事法務協会の登記情報の送信を受けて当該登記情報の内容を書面に出力して確認することとすれば、この点でも登記事項証明書<sup>1</sup>の提出を受けた場合と信用力の点で劣るものとは考え難い。なお、各所属弁護士会が自ら登記情報を取得し確認することによる事務負担については、正確性の点とは別途各所属弁護士会の実務に照らして検討を要するところである。以上によれば、本改正案のとおり、所属弁護士会が、当該弁護士から申出を受けた場合において、登記情報の送信を受けて当該登記情報の内容を書面に出力して確認することで、正確性は十分に担保できると考えられる。

以 上